

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民に対する支援について（生活支援等）

新型コロナウイルスによる影響を受けた市民への広島市や国等の支援制度をご紹介します。支援制度の詳細については、各担当課等へお問い合わせください。

【支援策一覧】

区分	内容	担当課等
給付金に関すること	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の長期化を踏まえ、住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金を支給します。</p> <p>・支給対象</p> <p>①住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)時点で、広島市に住民登録がある世帯で、「世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯 (1)世帯の全ての人が、令和3年1月1日以前から広島市に住んでいる場合 広島市から確認書を発送しています。お手元に届いた確認書に必要事項を記入し返送してください (2)世帯の中に、令和3年1月2日以降に広島市に転入した方がいる場合等 給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに、事務センターまで送付してください。なお、申請書は、広島市ホームページからダウンロードするか、給付金事務センターまで申請書発行の連絡をしていただくことで入手できます。</p> <p>②家計急変世帯 上記①の給付金を受給していない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯 収入の減少は、令和3年1月以降の任意の1月の収入を年収換算(×12)し、基準額以下となっていることで判定します。基準額についての詳細は給付金ホームページをご覧ください。 給付金を受け取るには申請が必要です。申請書・申立書に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに、事務センターまで送付してください。なお、申請書・申立書は、広島市ホームページからダウンロードするか、給付金事務センターまで申請書発行の連絡をしていただくことで入手できます。</p> <p>・支給金額 1世帯当たり10万円</p>	<p>担当課等</p> <p>〈給付金に関する問合せ先〉 広島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務センター TEL:082-236-7229 FAX:082-236-7239 (受付時間:午前9時～午後5時15分(土日祝を除く))</p> <p>申請書の送付先 〒730-8712 広島中央郵便局 私書箱第100号 広島市役所健康福祉局健康福祉企画課 広島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務センター</p>

区分	内容	担当課等
給付金に関すること	<p>令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。</p> <p>〈低所得のひとり親世帯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ②公的年金給付等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。） ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 児童1人当たり一律5万円 <p>〈低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 (1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のいずれかに該当する者 (1)養育要件 <ul style="list-style-type: none"> ①4年4月から5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者等 ②平成16年4月2日から19年4月1日までに出生した児童を養育する者 (2)所得要件 <ul style="list-style-type: none"> ①4年度分の住民税均等割が非課税である者 ②感染症の影響により、直近の収入が減少し、4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の水準である者 <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 児童1人当たり一律5万円 	<p>広島市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター</p> <p>TEL: 0120-145-577</p> <p>FAX: 082-504-2727</p> <p>(受付時間: 午前8時30分～午後5時(土日祝及び8月6日、12月29日～1月3日を除く。))</p>

区分	内容	担当課等																								
給付金に関すること	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <p>総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。</p> <p><支給額> 一月ごとに次の額を支給します 単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円</p> <p><支給期間> 3か月間</p> <p><申請期限> 令和5年1月4日(消印有効) ※申請書は市ホームページからダウンロード又は右記コールセンターに電話で請求</p> <p><支給要件> ①都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付の最終借入月が到来していること ②都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金(初回)の特例貸付の最終借入月が到来していること(令和4年1月以降受付開始) ③世帯収入の合計額と世帯の金融資産の合計額がそれぞれ次表の基準額以下 ④公共職業安定所等に求職の申込みをし、労働契約による就職を目指した求職活動を行う又は生活保護の申請を行うこと 等</p> <table border="1" data-bbox="443 952 946 1319"> <thead> <tr> <th>世帯(例)</th> <th>収入基準月額</th> <th>金融資産基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身</td> <td>122,000円</td> <td>504,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>176,000円</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>221,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>263,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>304,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>350,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>393,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該支援金の受給を終了し、支給要件を改めて確認の上該当すると認められる場合は、一度に限り、上記の支給額及び支給期間により再支給を行います(上記申請期限(令和5年1月4日)までに再支給の申請が必要です)。</p>	世帯(例)	収入基準月額	金融資産基準額	単身	122,000円	504,000円	2人	176,000円	780,000円	3人	221,000円	1,000,000円	4人	263,000円	1,000,000円	5人	304,000円	1,000,000円	6人	350,000円	1,000,000円	7人	393,000円	1,000,000円	<p>広島市生活困窮者自立支援金コールセンター TEL:082-567-5690 FAX:082-567-5692 受付時間:9:00~17:15(土、日、祝日、8月6日及び12月29日~1月3日は除く)</p>
世帯(例)	収入基準月額	金融資産基準額																								
単身	122,000円	504,000円																								
2人	176,000円	780,000円																								
3人	221,000円	1,000,000円																								
4人	263,000円	1,000,000円																								
5人	304,000円	1,000,000円																								
6人	350,000円	1,000,000円																								
7人	393,000円	1,000,000円																								
学校に関すること	<p>市立高等学校授業料等の減免、徴収猶予</p> <p>授業料等の減額・免除等</p> <p>広島市立大学における学生への支援(授業料の減免・徴収猶予等) https://www.hiroshima-cu.ac.jp/urgent/c00019306/</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した場合の広島市立看護専門学校授業料の免除</p> <p>学用品等</p> <p>就学援助(学用品費等の支給)</p>	<p>広島市教育委員会学事課 (TEL:504-2469 FAX:504-2328)</p> <p>広島市立大学事務局学生支援室学生支援グループ (TEL:830-1522)</p> <p>※その他の大学等が実施する支援内容については、通われる大学へお問い合わせください。</p> <p>広島市立看護専門学校総務課 (TEL:243-6190)</p> <p>広島市教育委員会学事課 (TEL:504-2469 FAX:504-2328)</p>																								

区分	内容	担当課等
税金	<p>市税の徴収猶予 新型コロナウイルス感染症の影響等により一時に納付することが困難であり一定の要件に該当する場合、猶予制度の適用を受けることができます。</p>	<p>(徴収猶予について) 広島市財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通)</p> <p>中区:徴収第一課(TEL:504-0131 504-0134) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0132 504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211 504-0212 504-0214) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411 504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413 504-0414) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323 504-0324) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)</p>
	<p>介護保険料の減免・徴収猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等した場合は、保険料の減免に関し、特例措置が設けられています。</p> <p>[対象者] ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、主たる生計維持者が次の2つの条件全てに該当する世帯の方 ・事業収入等について令和3年に比べ10分の3以上減少する見込みであること ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>[対象となる保険料] 令和4年度分の保険料(①の場合は事由発生月以降のもの) ※令和3年度分の保険料についても、引き続き受付を行っております。 ※この特例措置の対象にならない場合であっても、既存の減免制度の適用を受けられる場合があります。</p>	<p>中区福祉課(TEL:504-2478 FAX:504-2175) 東区福祉課(TEL:568-7732 FAX:568-7781) 南区福祉課(TEL:250-4138 FAX:254-9184) 西区福祉課(TEL:294-6585 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課(TEL:831-4943 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課(TEL:819-0621 FAX:819-0602) 安芸区福祉課(TEL:821-2823 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課(TEL:943-9730 FAX:923-1611) (広島市健康福祉局介護保険課管理係 (TEL:504-2173 FAX:504-2136))</p>
税金・納付金の減免・免除等に関すること	<p>国民年金保険料の免除等に係る臨時特例手続</p>	<p>中区保険年金課(TEL:504-2556 FAX:245-2163) 東区保険年金課(TEL:568-7712 FAX:262-6986) 南区保険年金課(TEL:250-8944 FAX:254-2516) 西区保険年金課(TEL:532-0935 FAX:232-2144) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4931 FAX:877-2299) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3910 FAX:815-5164) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910 FAX:822-8069) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9713 FAX:922-0132) ※なお、出張所で手続きが可能かどうかは各区にお問い合わせください。 (広島市健康福祉局保険年金課管理係 (TEL:504-2159 FAX:504-2135))</p>
医療・保険等	<p>国民健康保険料の減免・徴収猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等した場合は、保険料の減免に関し、特例措置が設けられています。</p> <p>[対象者] ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、主たる生計維持者が次の3つの条件全てに該当する世帯の方 ・事業収入等について令和3年に比べ10分の3以上減少する見込みであること ・令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・減少が見込まれる収入に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>[対象となる保険料] 令和4年度分の保険料 ※令和3年度分の保険料についても、引き続き受付を行っております。 ※この特例措置の対象にならない場合であっても、既存の減免制度の適用を受けられる場合があります。</p>	<p>(減免について) 中区保険年金課(TEL:504-2555 FAX:245-2163) 東区保険年金課(TEL:568-7711 FAX:262-6986) 南区保険年金課(TEL:250-8941 FAX:252-7179) 西区保険年金課(TEL:532-0933 FAX:232-9783) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4929 FAX:877-2299) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3909 FAX:815-5164) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910 FAX:822-8069) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9712 FAX:923-5098) (広島市健康福祉局保険年金課管理係 (TEL:504-2157 FAX:504-2135))</p> <p>(徴収猶予について) 広島市財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通)</p> <p>中区:徴収第一課(TEL:504-0131 504-0134) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0132 504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211 504-0212 504-0214) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411 504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413 504-0414) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323 504-0324) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)</p>

区分	内容	担当課等
医療・保険等	<p>後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する等した場合は、保険料の減免に関し、特例措置が設けられています。</p> <p>[対象者] ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方 ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、主たる生計維持者が次の3つの条件全てに該当する世帯の方 ・事業収入等について令和3年に比べ10分の3以上減少する見込みであること ・令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること ・減少が見込まれる収入に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>[対象となる保険料] 令和4年度分の保険料 ※令和3年度分の保険料についても、引き続き受付を行っております。 ※この特例措置の対象にならない場合であっても、既存の減免制度の適用を受けられる場合があります。</p>	<p>中区福祉課高齢介護係(TEL:504-2570 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係(TEL:568-7730 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係(TEL:250-4107 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係(TEL:294-6218 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係(TEL:831-4941 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係(TEL:819-0585 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係(TEL:821-2808 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係(TEL:943-9729 FAX:923-1611) 広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係(TEL:504-2158 FAX:504-2135)</p>
	税金・納付金の減免・免除等に関すること	<p>障害基礎年金等に係る障害状況確認届の提出期限の延長</p>
<p>障害福祉サービス利用者負担額の減免</p>		<p>中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588 FAX:504-2175) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734 FAX:568-7781) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132 FAX:252-2949) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課障害福祉係(TEL:831-4946 FAX:879-8565) 安佐北区福祉課障害福祉係(TEL:819-0608 FAX:815-0466)</p>
<p>障害児通所支援等利用負担額の減免</p>		<p>安芸区福祉課障害福祉係(TEL:821-2816 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課障害福祉係(TEL:943-9769 FAX:923-1611)</p>
<p>補装具、日常生活用具給付に係る自己負担額の減免</p>		<p>(広島市健康福祉局障害自立支援課(TEL:504-2148 FAX:504-2256))</p>
<p>重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免</p>		<p>中区福祉課児童福祉係(TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係(TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係(TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係(TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係(TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係(TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係(TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係(TEL:943-9732 FAX:923-1611) 広島市こども未来局保育企画課(TEL:504-2153 FAX:504-2255)</p>
児童福祉	<p>保育料・副食費の減免</p>	<p>中区福祉課児童福祉係(TEL:504-2569 FAX:504-2175) 東区福祉課児童福祉係(TEL:568-7733 FAX:568-7781) 南区福祉課児童福祉係(TEL:250-4131 FAX:254-9184) 西区福祉課児童福祉係(TEL:294-6342 FAX:294-6311) 安佐南区福祉課児童福祉係(TEL:831-4945 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課児童福祉係(TEL:819-0605 FAX:819-0602) 安芸区福祉課児童福祉係(TEL:821-2813 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課児童福祉係(TEL:943-9732 FAX:923-1611) 広島市こども未来局保育企画課(TEL:504-2153 FAX:504-2255)</p>

区分		内容	担当課等
税金・納付金の減免・免除等に関すること	児童福祉	保育料の徴収猶予	(徴収猶予について) 広島市財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通) 中区:徴収第一課(TEL:504-0131 504-0134) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0132 504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211 504-0212 504-0214) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411 504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413 504-0414) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323 504-0324) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)
	水道・下水道	水道料金及び下水道使用料の支払い期限の猶予	広島市水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所(TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所(TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所(TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所(TEL:923-4121 FAX:922-6985) (広島市水道局営業課庶務係(TEL:511-6832 FAX:221-3110)) 広島市下水道局管理課使用料係 (TEL:241-8258 FAX:248-8273)
償還条件の緩和に関すること		市立病院の診療費等の後納又は分納	広島市民病院(TEL:212-3227 FAX:223-5514) 安佐市民病院(TEL:815-5211 FAX:815-3577) 舟入市民病院(TEL:232-6195 FAX:234-7302) リハビリテーション病院(TEL:848-8001 FAX:848-8003) 自立訓練施設(TEL:849-2868 FAX:849-2872) 安芸市民病院(TEL:827-0121 FAX:827-0561)
		水洗便所設備資金貸付金の償還猶予	広島市下水道局管理課普及促進係 (TEL:241-8257 FAX:248-8273)
		下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予	広島市下水道局計画調整課調整係 (TEL:504-2406 FAX:504-2429)

区分	内容	担当課等																								
生活困窮に関すること	<p>住居確保給付金</p> <p>離職等により生活が困窮した方に一定期間家賃相当額(限度額あり)を支給します。</p> <p><支給要件></p> <p>①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等(新型コロナウイルスの影響等)により、収入を得る機会が減少していること、②世帯収入の合計額と世帯の金融資産の合計額がそれぞれ次表の基準額以下等</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例として、住居確保給付金の支給がいったん終了した方に対して、令和3年2月から令和4年9月末までの間、3カ月間に限り再支給を可能としてきたところですが、本特例の申請期間が令和5年1月4日まで延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間:令和5年1月4日(水)まで ・再支給期間:3カ月間(延長なし) ・支給対象者・要件等:初回申請の場合と同じ <table border="1" data-bbox="448 595 951 925"> <thead> <tr> <th>世帯(例)</th> <th>収入基準月額</th> <th>金融資産基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身</td> <td>122,000円</td> <td>504,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>176,000円</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>221,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>263,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>304,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>350,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>7人</td> <td>393,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯(例)	収入基準月額	金融資産基準額	単身	122,000円	504,000円	2人	176,000円	780,000円	3人	221,000円	1,000,000円	4人	263,000円	1,000,000円	5人	304,000円	1,000,000円	6人	350,000円	1,000,000円	7人	393,000円	1,000,000円	<p>住居確保給付金申請受付コールセンター (広島市くらしサポートセンター) TEL080-4552-2955</p> <p>※上記がつかない場合は、時間をとおいておかけ直しいただくか、082-264-6405(広島市くらしサポートセンター本部)</p>
世帯(例)	収入基準月額	金融資産基準額																								
単身	122,000円	504,000円																								
2人	176,000円	780,000円																								
3人	221,000円	1,000,000円																								
4人	263,000円	1,000,000円																								
5人	304,000円	1,000,000円																								
6人	350,000円	1,000,000円																								
7人	393,000円	1,000,000円																								
	<p>生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>様々な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に応じ、就労支援などの各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行います。</p>	<p>中区くらしサポートセンター TEL545-8388 東区くらしサポートセンター TEL568-6887 南区くらしサポートセンター TEL250-5677 西区くらしサポートセンター TEL235-3566 安佐南区くらしサポートセンター TEL831-1209 安佐北区くらしサポートセンター TEL815-1124 安芸区くらしサポートセンター TEL821-5662 佐伯区くらしサポートセンター TEL943-8797</p>																								
	<p>生活保護の相談に関すること</p>	<p>中区生活課(TEL:504-2333 FAX:504-2175) 東区生活課(TEL:568-7726 FAX:264-5271) 南区生活課(TEL:250-4105 FAX:254-9184) 西区生活課(TEL:294-6135 FAX:294-6311) 安佐南区生活課(TEL:831-4973 FAX:870-2255) 安佐北区生活課(TEL:819-0620 FAX:819-0602) 安芸区生活課(TEL:821-2806 FAX:821-2832) 佐伯区生活課(TEL:943-9726 FAX:923-1611) 広島市健康福祉局保護自立支援課 (TEL:504-2138 FAX:504-2169)</p>																								
住まいに関すること	<p>仮住宅の提供</p>	<p>住宅に困っている次の方に市営住宅を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市内の居住者又は通勤者で、令和2年1月1日以降の解雇等に伴い住居を失った方 ・地方公共団体の要請により、インターネットカフェ等、居住が不安定な方の一時的な居所になっている施設の利用が制限又は停止される等により、その居所を失った方 <p>広島市都市整備局住宅政策課 (TEL:504-2769 FAX:504-2308)</p>																								

区分	内容	担当課等
その他の生活救済に関すること	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療制度)</p>	<p>(国民健康保険について) 中区保険年金課(TEL:504-2555 FAX:245-2163) 東区保険年金課(TEL:568-7711 FAX:262-6986) 南区保険年金課(TEL:250-8941 FAX:252-7179) 西区保険年金課(TEL:532-0933 FAX:232-9783) 安佐南区保険年金課(TEL:831-4929 FAX:877-2299) 安佐北区保険年金課(TEL:819-3909 FAX:815-5164) 安芸区保険年金課(TEL:821-4910 FAX:822-8069) 佐伯区保険年金課(TEL:943-9712 FAX:923-5098) 広島市健康福祉局保険年金課保険係 (TEL:504-2157 FAX:504-2135)</p> <p>(後期高齢者医療制度について) 中区福祉課高齢介護係(TEL:504-2570 FAX:504-2175) 東区福祉課高齢介護係(TEL:568-7730 FAX:568-7781) 南区福祉課高齢介護係(TEL:250-4107 FAX:254-9184) 西区福祉課高齢介護係(TEL:294-6218 FAX:233-9621) 安佐南区福祉課高齢介護係(TEL:831-4941 FAX:870-2255) 安佐北区福祉課高齢介護係(TEL:819-0585 FAX:819-0602) 安芸区福祉課高齢介護係(TEL:821-2808 FAX:821-2832) 佐伯区福祉課高齢介護係(TEL:943-9729 FAX:923-1611) 広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係 (TEL:504-2158 FAX:504-2135)</p>
	<p>特別児童扶養手当等に係る有効期間の延長 <対象者: 有期認定に係る診断書の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者></p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更新申請のための診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、診断書の提出によることなく、提出期限をそれぞれ1年間延長します。(なお、延長後の提出期限前に障害の程度が悪化した場合は診断書を添えて額改定請求を行うことができます。)</p>	
	<p>自立支援医療(更生医療)に係る有効期間の延長 <対象者: 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期限が満了する方></p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更新申請のための診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、診断書の提出を省略し、申請書等により有効期間を一年間延長した受給者証を発行します。(ただし、有効期間以外で受給者証の記載内容を変更する場合は手続きが必要です。)令和2年6月30日で有効期限を満了する方については、区の福祉課より通知しています。</p>	<p>中区福祉課障害福祉係(TEL:504-2588) 東区福祉課障害福祉係(TEL:568-7734) 南区福祉課障害福祉係(TEL:250-4132) 西区福祉課障害福祉係(TEL:294-6346) 安佐南区福祉課障害福祉係(TEL:831-4946) 安佐北区福祉課障害福祉係(TEL:819-0608) 安芸区福祉課障害福祉係(TEL:821-2816) 佐伯区福祉課障害福祉係(TEL:943-9769) 広島市健康福祉局障害福祉課(082-504-2147)</p>
	<p>自立支援医療(育成医療)に係る有効期間の延長 <対象者: 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期限が満了する方></p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、更新申請のための診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、診断書の提出を省略し、申請書等により有効期間を一年間延長した受給者証を発行します。有効期間中に満18歳になる場合も同様に一年間延長します。(ただし、有効期間以外で受給者証の記載内容を変更する場合は手続きが必要です。)</p>	
	<p>身体障害者手帳の再認定有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日に満了する方について、再認定有効期間を1年間延長します。対象の方に対しては、有効期間を満了する3か月前に、お住まいの区の福祉課より通知を行いますので、通知をご覧の上、お住まいの区の福祉課において手続きを行ってください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するための措置。</p>	

区分	内容	担当課等
健康管理に関すること	1日人間ドック助成(国民健康保険) 令和3年度の助成の対象であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響で受けることができなかった方はご相談ください。	広島市健康福祉局保険年金課保険係 TEL:504-2157 FAX:504-2135
健康管理に関すること	<p>節目年齢歯科健診の特例実施 昭和34年4月1日～昭和35年3月31日生まれ及び昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方で、対象期間内に節目年齢歯科健診を受診できなかった方は御相談ください。</p> <p>心と体の健康相談</p>	<p>広島市健康福祉局健康推進課保健指導係 TEL:504-2290 FAX:504-2258 実施期間:令和3年6月1日～令和3年11月30日</p> <p>中区地域支えあい課 (TEL:504-2109, 504-2528 FAX:504-2175) 東区地域支えあい課 (TEL:568-7735, 568-7729 FAX:568-7781) 南区地域支えあい課 (TEL:250-4133, 250-4108 FAX:254-9184) 西区地域支えあい課 (TEL:294-6384, 294-6235 FAX:233-6113) 安佐南区地域支えあい課 (TEL:831-4944, 831-4942 FAX:870-2255) 安佐北区地域支えあい課 (TEL:819-0616, 819-0586 FAX:819-0602) 安芸区地域支えあい課 (TEL:821-2820, 821-2809 FAX:821-2832) 佐伯区地域支えあい課 (TEL:943-9733, 943-9731 FAX:923-1611) 広島市精神保健福祉センター(心の健康相談) (TEL:245-7731 FAX:245-9674)</p>

区分	内容	担当課等
その他の相談等に関する こと	国民生活センター「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」	受付時間:午前10時～午後4時(土曜日、日曜日及び祝日を含む毎日) 電話:0120-797-188 (広島市市民局消費生活センター)
	新型コロナウイルス感染症対策県民生活(民事、消費生活)相談窓口 受付時間:午前9時～午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日) 県民相談:223-8811 消費生活相談:223-6111 メール相談:https://nackynailly.com/contact/	広島県消費生活課 (電話:513-2732) (広島市市民局消費生活センター)
	差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。 相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。 * 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、まずは電話でご相談ください。	みんなの人権110番(TEL:0570-003-110 平日8:30～17:15) 子どもの人権110番(TEL:0120-007-110 平日8:30～17:15) 女性の人権ホットライン(TEL:0570-070-810 平日8:30～17:15) インターネット人権相談受付窓口 (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) 外国人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline)(TEL:0570-090-911 平日9:00～17:00) ※祝・休日を除きます。 (広島市市民局人権啓発課)
	<日本語の理解が難しい外国人等対象> ・生活関連情報のやさしい日本語、多言語による提供 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/(広島市ホームページ) https://h-ircd.jp/(公益財団法人広島平和文化センター国際交流・協力課ホームページ) ・多言語による生活相談 月曜日から金曜日:英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語(フィリピン語は金曜日のみ) 午前9時から午後4時(祝日、年末年始、8/6を除く) * 上記6言語以外の言語の場合は、翻訳タブレットや可能な限り通訳者を探しトリオフオン(3人が電話で話す)サービスにより対応。	広島市・安芸郡外国人相談窓口 (TEL:241-5010[直通] 平日 9:00～16:00, FAX242-7452 .Email: soudan@pcf.city.hiroshima.jp) (広島市市民局国際化推進課多文化共生担当 TEL:247-0127)
	広島市配偶者暴力相談支援センター 配偶者等からの暴力(DV)に関する被害者からの相談・女性相談 ※ただし、休日DV電話相談は、DVに関する被害者からの相談のみ受付	女性相談員による相談(TEL:504-2412) (月曜日～金曜日(祝日、年末年始、8月6日を除く) 10時～17時) (広島市市民局男女共同参画課) 休日DV電話相談(TEL:252-5578) (土・日・祝日・8月6日(年末年始を除く) 10時～17時) (広島市市民局男女共同参画課)
	男女共同参画推進センター「女性・男性のためのなんでも相談」	女性専用電話(TEL:248-3315) (月曜日を除く10時～16時、水・木曜日は通常時間プラス17時～20時) 男性専用電話(TEL:545-6160) (水曜日17時～20時及び土曜日13時～16時) (広島市男女共同参画推進センター TEL:248-3320)
	子どもへの接し方や子育ての悩み等に関する相談	広島市青少年総合相談センター ・「青少年相談」(TEL:242-2117) 相談時間:月曜日から土曜日午前9時から午後5時 ※祝・休日は除きます。 ・全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」※本市においては「いじめ110番」(TEL:0120-0-78310, 242-2110) 相談時間:24時間